

高知市告示第4号

高知市公共調達条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する労働報酬下限額について、令和2年1月1日以降に契約又は基本協定を締結する案件に適用する額を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月1日

高知市長 岡崎 誠也

1 条例第7条第1項第1号アに定める対象労働者 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

- (1) 国土交通省による公共工事設計労務単価で定める調査対象職種51職種（以下「公共工事設計労務単価調査対象51職種」という。）のうち、交通誘導警備員A及び交通誘導警備員B 849円
- (2) 前号に掲げる者以外の労働者 900円

2 公共工事設計労務単価調査対象51職種のうち、条例第7条第1項第1号イに定める対象労働者

次表のとおり

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	1,980円	高級船員	3,330円
普通作業員	1,670円	普通船員	2,180円
軽作業員	1,410円	潜水士	4,040円
造園工	1,780円	潜水連絡員	1,970円
法面工	2,540円	潜水送気員	2,090円
とび工	2,200円	山林砂防工	2,150円
石工	2,280円	軌道工	3,140円
ブロック工	2,650円	型わく工	2,080円
電工	1,890円	大工	2,120円
鉄筋工	1,980円	左官	2,170円
鉄骨工	2,090円	配管工	1,830円
塗装工	2,050円	はつり工	2,090円
溶接工	2,390円	防水工	2,150円
運転手（特殊）	2,030円	板金工	2,170円
運転手（一般）	1,800円	タイル工	1,840円
潜かん工	3,080円	サッシ工	2,150円
潜かん世話役	3,640円	屋根ふき工	1,670円
さく岩工	2,310円	内装工	2,300円
トンネル特殊工	3,130円	ガラス工	2,020円
トンネル作業員	2,360円	建具工	1,890円
トンネル世話役	3,240円	ダクト工	1,740円
橋りょう特殊工	2,630円	保温工	2,170円
橋りょう塗装工	2,720円	建築ブロック工	1,780円
橋りょう世話役	2,900円	設備機械工	2,100円
土木一般世話役	2,060円		

3 条例第7条第1項第2号に定める対象労働者 849円